

公立大学法人横浜市立大学告示第 174 号

横浜市立大学附属市民総合医療センター 敷地内（1階 本館入口周辺）に広告を掲出する事業者について、公募により見積合わせを実施します。

令和 3 年 9 月 30 日

公立大学法人横浜市立大学理事長

施設広告掲出募集案内【公募型見積合せ】（仕様書）

■募集概要（仕様書）

名 称	横浜市立大学附属市民総合医療センター広告入り病院案内板
内 容	横浜市立大学附属市民総合医療センターに広告事業を活用した、病院周辺案内地図・広報用液晶モニター（動画、静止画対応可）・地域医療機関案内（タッチパネルによる表示）を設置し、併せて当該機器の適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地（場所）	横浜市南区浦舟町 4-57
施設の利用者数・利用者層	1 日平均外来患者 約 1,810 人
広告設置場所	横浜市立大学附属市民総合医療センター 1 階 エントランス
設備本体・機能	縦 2,100mm 程度×横 3,300mm 程度×奥行 150mm 以内 上記サイズについては、基本となる形状の参考数値として示したものです。広告付き病院案内板の機能等は以下を備えていることを条件とします。 <ul style="list-style-type: none">・原則として、病院周辺案内地図・55 インチ程度の地域医療機関案内・55 インチ程度の広報用液晶モニターにより構成する。・病院周辺案内地図は、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、「病院」という）が指定する範囲の地図及び広告枠の構成とする。・地域医療機関案内には、タッチパネル機能を使用し、地区・診療科目により提携医療機関を検索できる機能を有すること、およびデータの更新の際には随時修正を行うこと。・広報用液晶モニターは、病院側で掲載内容を自由に改変できるものとする。・広告動画、院内情報などをローテーションで放映する機能を有すること。・掲載部分に電気を使用する場合は、電源の操作が容易にできる構造にすること。また、電気料金については設置事業者の負担とすること。・病院周辺案内地図及び地域医療機関案内への掲載物については、設置事業者の負担で作成することとし、別途、病院と設置事業者双方で調整するものとする。
広告掲出可能スペース	設置機器の大きさについては、55 インチ程度の地域医療機関案内、病院周辺案内地図の下段 1/6 程度を掲出可能スペースとします。
広告掲出期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 設置事業者は、原則、市内に所在する民間事業者等の広告主を募集し、病院が掲載許可した広告を掲載できるものとします。

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 3 年 9 月 30 日（木）～令和 3 年 10 月 12 日（火）
選定結果通知	令和 3 年 10 月中旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和3年10月12日(火)午後5時00分までに、申込書および見積書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※見積書の書式は任意とします。
記載事項	当院へお支払いいただく広告料(年額)

■ 選定手続

評価項目・評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・見積り合わせ 広告掲出期間内(令和4年4月1日～令和9年3月31日)に見込まれる広告料の見積り額を提出ください。 上記の広告掲出期間内に見込まれる広告料を比較し、事業者を選定します。 なお応募事業者へは上記、募集概要等を満たすかの確認をする場合があります。
-----------	---

■ 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○公立大学法人横浜市立大学広告掲載要綱、公立大学法人横浜市立大学広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去、原状復帰等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可等	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付要領に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、貸付料をお支払いいただく必要があります。(参考：占有面積 年5,400円/㎡) ○設置期間中の電気代については、年度毎の精算払いとします(実費相当分)。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

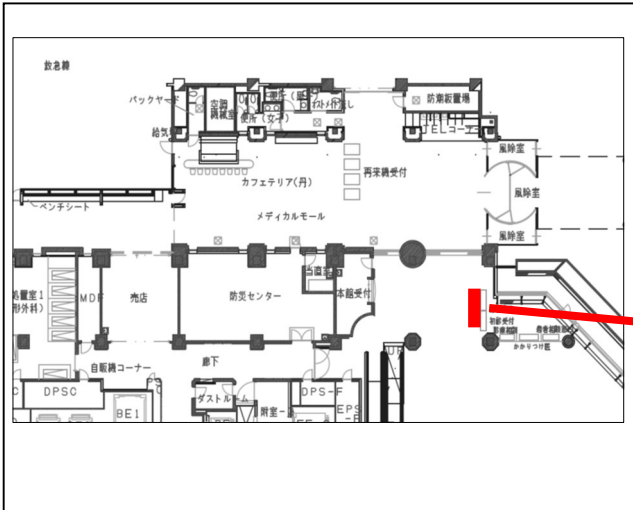
■ 質問受付

仕様に関する質問受付	<p>横浜市立大学附属市民総合医療センター(横浜市南区浦舟町4-57) 地域連携課 地域連携担当(電話) 045-261-5656 電子メール: u_chiren@yokohama-cu.ac.jp</p> <p>※仕様に関する質問は、質問書に記入の上、メールで上記までお送りください。 ※仕様に関する回答は、本件告示のウェブサイトに掲載します。</p> <p>(質問受付期間) 令和3年9月30日(木)～令和3年10月4日(月) (質問回答) 令和3年10月7日(木)</p>
------------	---

■ 申込み・お問合わせ先

担当課名	横浜市立大学附属市民総合医療センター 地域連携課
所在地	横浜市南区浦舟町4-57
TEL/FAX	TEL 045-261-5656(内線 2645・2646) /FAX 045-253-5315
Eメール	E-mail u_chiren@yokohama-cu.ac.jp

■ 広告掲出場所の地図



■ 広告掲出場所の写真

